

大分県報

令和五年
第四二八号
七月二十一日

(金曜日)

目次

告示

公 告

解除予定保安林

○告示

大分県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年七月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

竹田市萩町宮平字鳩ノ原三五〇六番四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

発電用施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年七月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県人事給与システム改修委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部人事課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年五月十五日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

五 随意契約に係る契約金額

三千百二十四万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

令和五年七月二十一日

大分県報（告示・公告）

一